

平成30年度第2回国立研究開発法人森林研究・整備機構契約監視委員会概要

1. 開催日時	平成30年12月5日（水）13:30～16:00
2. 場所	森林総合研究所特別会議室
3. 出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・風間委員長、高橋委員、鈴木委員（監事）、平川委員（監事） ・森林総合研究所、林木育種センター、森林整備センター、森林保険センター契約担当者
<p>4. 審議等の概要</p> <p>(1) 平成30年度上半期における契約状況 (報告内容)</p> <p>①平成30年度上半期について、国からの土地借上げについては、使用許可であるため、競争性のない随意契約に該当しないこととした。</p> <p>(質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの土地借上げについて、競争性のない随意契約に該当しないことを総務省へ確認したのか。 <p>(回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省には確認をしていない。機構として判断したものである。 <p>(2) 平成29年度下半期及び平成30年度上半期契約の随意契約及び一者応札・応募案件 (質問及び回答)</p> <p>①「森林総合研究所入口門扉新設工事」の市役所等への掲示依頼については、今回が断られたということか。</p> <p>(回答) 今回に限らず度々行っているが難しい状況である。</p> <p>②「恒温恒湿装置」について、2者から参考見積書が提出されているのに、入札には1者しか参加されていないことの原因を把握することにより、応札者が増える取組になるのではないか。</p> <p>(回答) 参考見積書提出者には、聞き取りを行っていないところである。</p> <p>③「平成29年度事業年度会計監査人による監査業務」について、監査法人からの提案書に記載されている金額は契約額であるのか。また、監査法人の交代を過去に行ったことがあるのか。</p> <p>(回答) 監査法人からの提案書は、金額を含めての提案となっており契約額となる。また、平成29年度まで「監査法人トーマツ」が当機構の会計監査人として5ヶ年連続であったが、平成30年度には「あらた監査法人」に変わったところである。</p> <p>④「駐車場賃貸借」について、低廉な価格であることを確認しているのか。また、契約額を公表しない基準は、機構として定めてあるのか。</p> <p>(回答) 公表しない基準は定めていない。契約書に基づき協議のうえ、非公表としたところである。また、価格が低廉であることは、他の契約額と比較し確認をしている。</p> <p>⑤「平成30年度レンタカー・賃貸借業務（札幌水源林整備事務所）」について、森林整備センターとして一本化すると事務手続きが省けるのではないか。</p> <p>(回答) 札幌の事務所については、レンタカーを乗り捨てることが多い等の地域的な特殊性があり、他の事務所と異なるため、一本化することは経費節減につながらないと考えている。</p>	

⑥「平成30年度森林保険事務委託高度化事業」について、森林保険事務委託契約との関係を教えていただきたい。

(回答) 森林保険センターから各府県の森林組合連合会に事務を業務委託しており、その委託先に全国森林組合連合会が研修等を実施するものである。

⑦ 森林保険センターは、入札公告を林野庁で行っているが、森林総合研究所では林野庁で入札公告を行っていない理由は何か。

(回答) 森林保険センターの案件は、入札対象者が林野庁への出入りをしているが、研究所の入札案件は研究機器等の特殊なものであり、林野庁へ公告することの効果は薄いと判断している。また、掲示箇所を増やすよりもホームページを見やすいように工夫することがより効果があると考えている。

(3) 平成29年度下半期及び平成30年度上半期契約の2ヶ年連続の一者応札・応募案件
(計26件)

(質問及び回答)

①「自動車用他燃料」について、近くにガソリンスタンドがないことから、毎年1者応札となるのであれば、契約期間を長くし、随意契約で価格交渉をすることはできないか。

また、一者応札が何年も続いている場合に、随意契約に移行するといった解釈はできないのか。

(回答) ガソリンは、どこでも取り扱えるので、随意契約にすることは難しいと考えている。なお、複数年契約の拡大等事務の簡素化につながる取組については、更に検討していきたい。

②「解析業務」について、外部委託する判断はどのように行っているのか。

(回答) 解析を委託した方が合理的に業務が進むことになる場合としている。

(4) 新たな競争性のない随意契約案件について (計4件)

(4件の案件について説明し、特に意見等がなかった。)

5. その他

(1) 第1回の契約監視委員会で検討事項になっていた2件について、検討状況をお聞かせください。

(回答) 一つ目は、「調達等合理化計画の自己評価の共同調達又は一括調達の取組を推進する」の経費の節減についての自己検証については、平成29年度から共同調達を実施しているため、共同調達前の平成28年度の数量に平成29年度の単価を乗じて比較する方法が良いと考えている。

二つ目は、一者応札・公募の改善のところで、仕様書のアップロード件数としているが、評価指標の改善策について、ダウンロード件数を評価指標とすることを研究育種部門で試行してみたことを踏まえて、この方法でよければ、機構として検討をしたいと考えている。

具体的には、仕様書のアップロード件数に対して、どれだけダウンロードがあったかを調べてみたところ、入札公告と仕様書の個々のダウンロード件数は把握できず、トータル件数でしかわからない状況である。そのため、ダウンロード件数は入札公告と仕様書の平均件数となってしまうが、研究育種部門の数値を明らかにすることができるため、この方法で検討したい。

6. 審議結果の取りまとめ

今回の審議について、委員会として取りまとめる。

- (1) 一者応札・応募について、応札しなかった理由について、ヒアリングを行うなど、競争性を高める努力を引き続きお願いしたい。
- (2) ホームページに契約内容を非公表とする場合、どのような場合が非公表になるか基準を定める必要があるか検討をいただきたい。
- (3) 一者応札・応募案件が数年続いている場合、複数年契約をするなどの経費節減を図ることを検討いただきたい。
- (4) 調達等合理化計画の一者応札・応募の改善の指標について、1件あたりの平均ダウンロード数を指標とするのは意味があるので、入札公告の件数を分母に、入札公告と仕様書を合わせたダウンロード件数を分子として、指標とすることを検討いただきたい。
- (5) 国からの土地借上げを競争性のない随意契約の対象から除外することについて、総務省に確認いただきたい。